

資料編

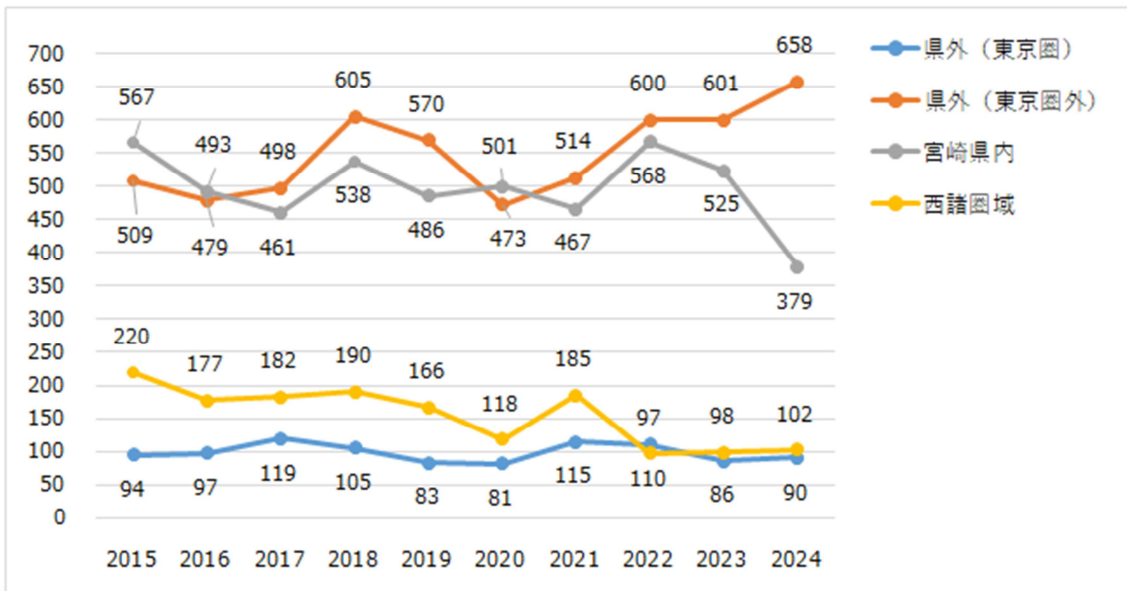
1

人口ビジョン資料

1 転入数と転出数の地域別の推移

(1) 転入数の推移

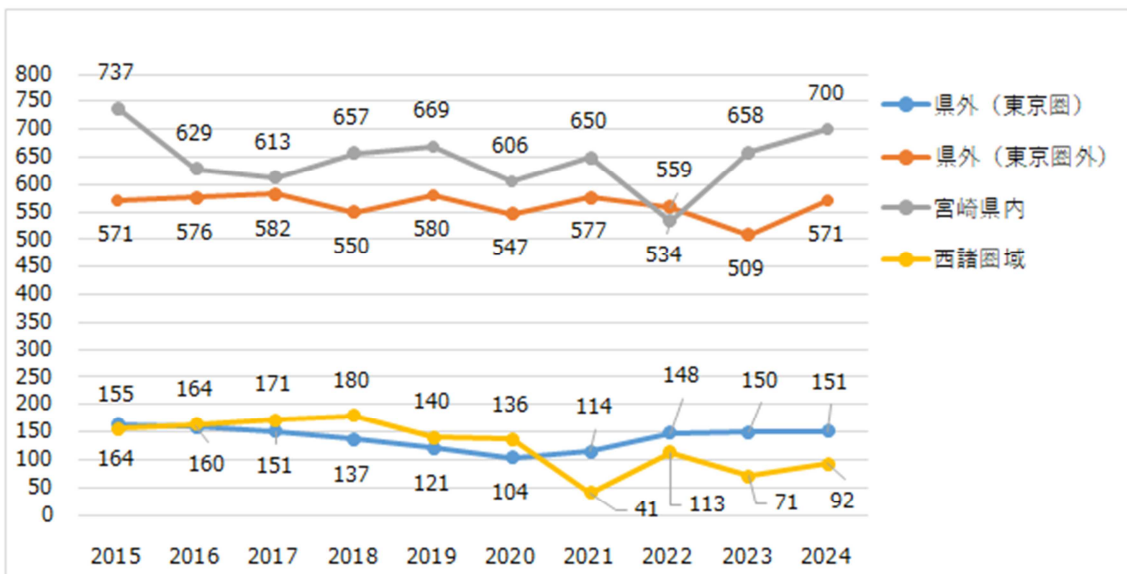
(単位：年、人)



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

(2) 転出数の推移

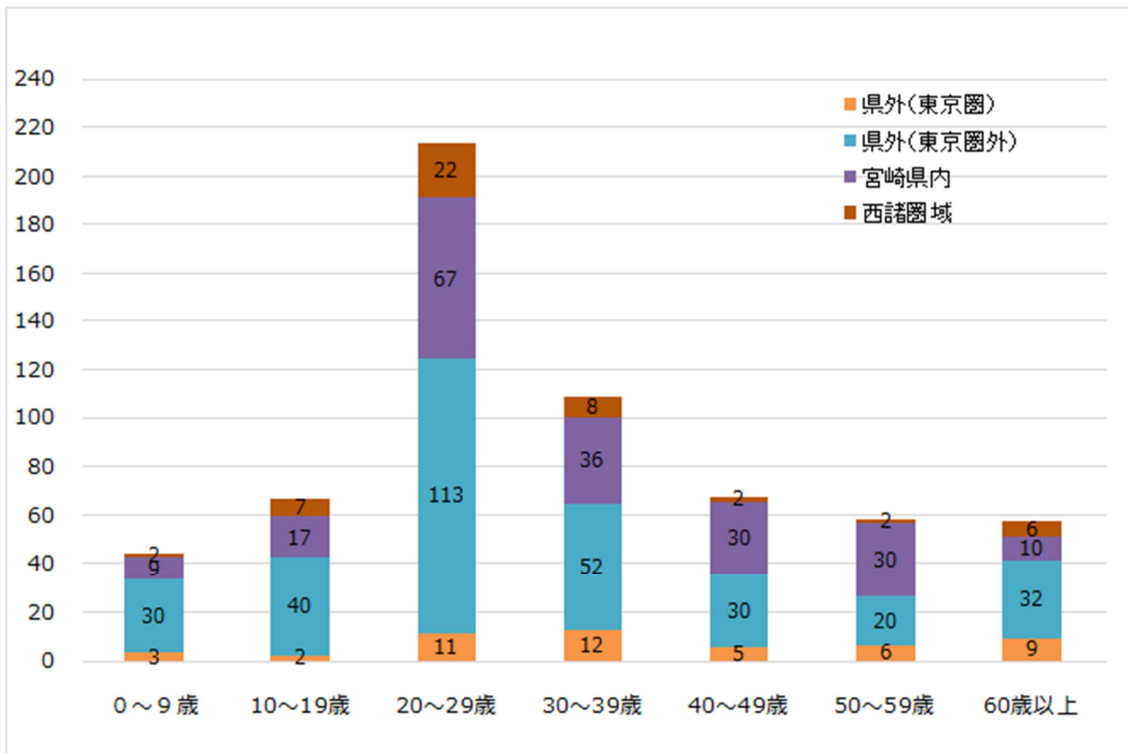
(単位：年、人)



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

(3) 10歳階級別の転入数の状況（男性・2024年）

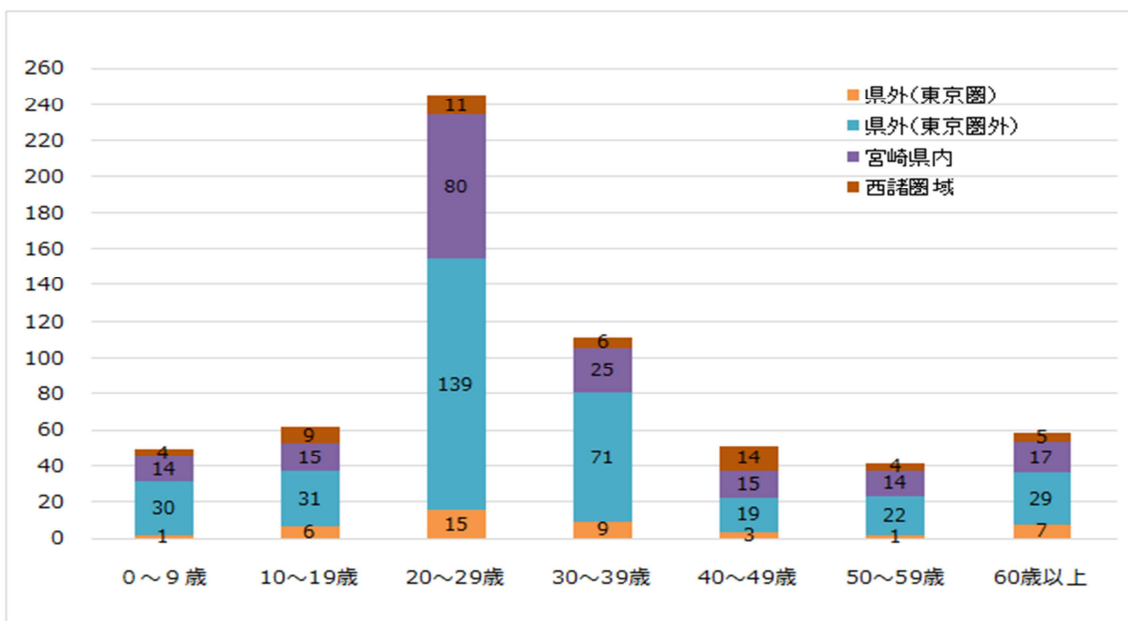
（単位：人）



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

(4) 10歳階級別の転入数の状況（女性・2024年）

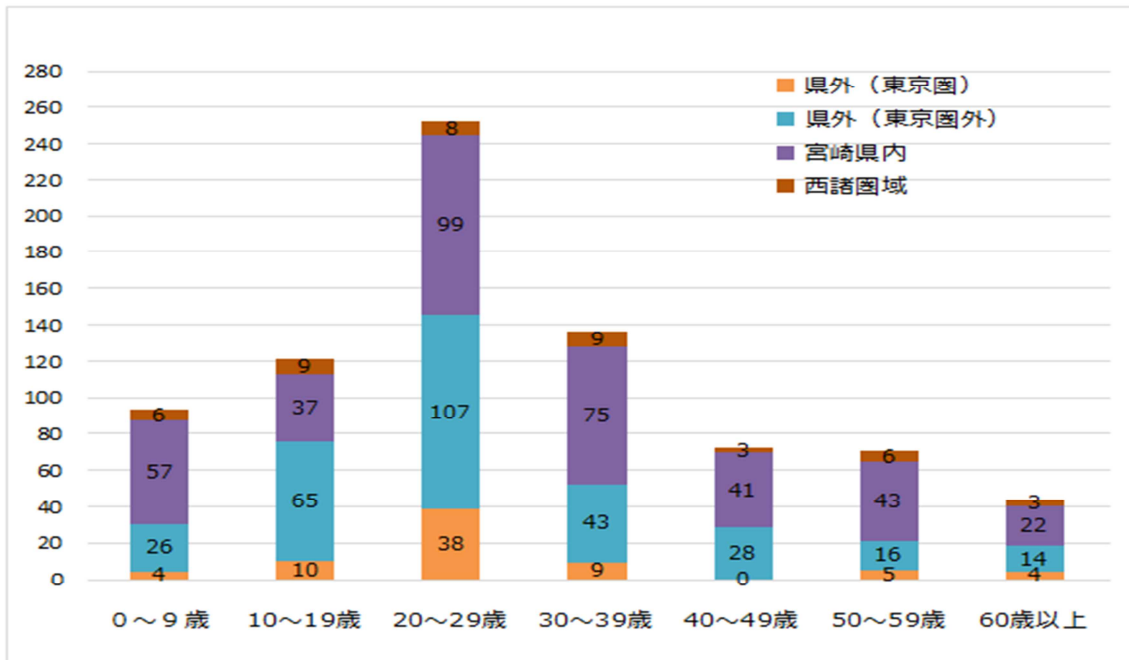
（単位：人）



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

(5) 10歳階級別の転出数の状況（男性・2024年）

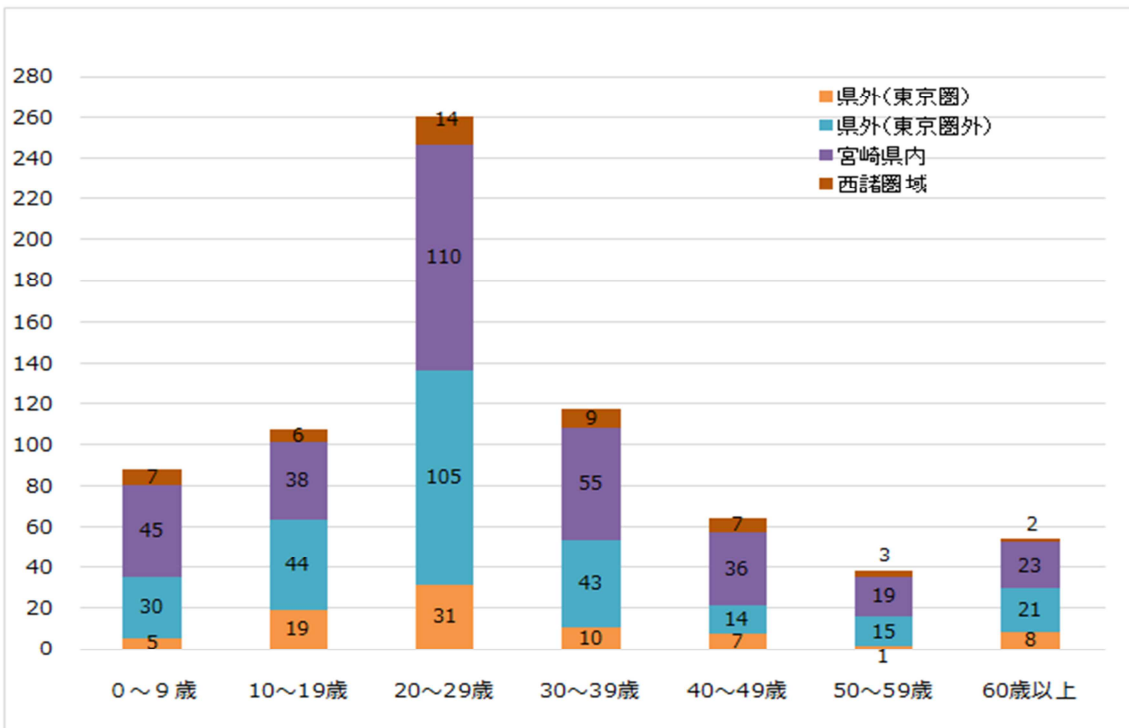
（単位：人）



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

(6) 10歳階級別の転出数の状況（女性・2024年）

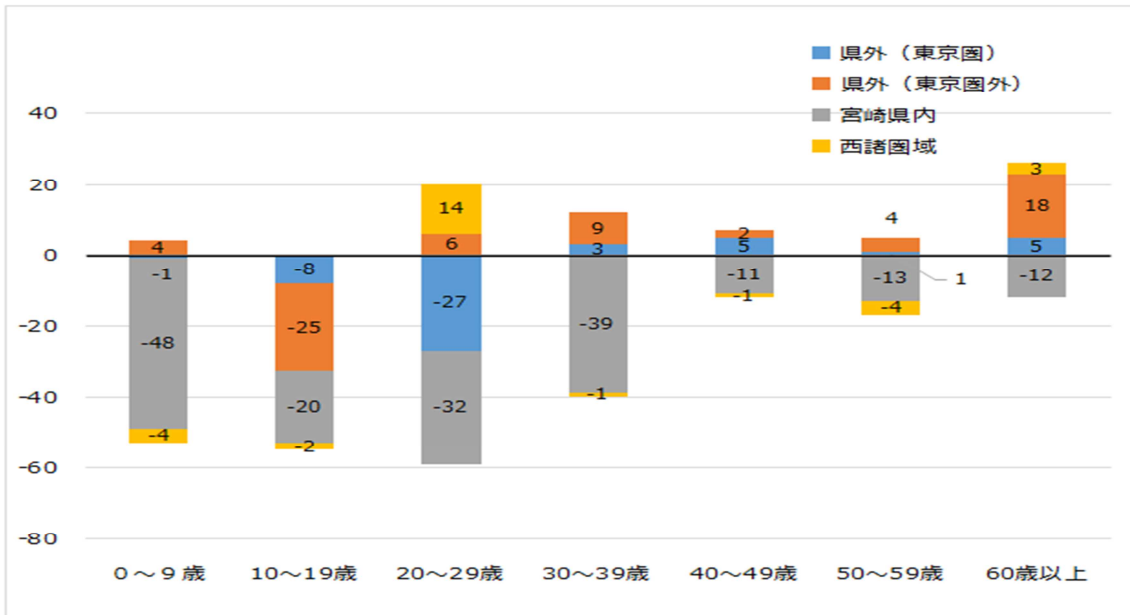
（単位：人）



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

(7) 10歳階級別の純移動数の状況（男性・2024年）

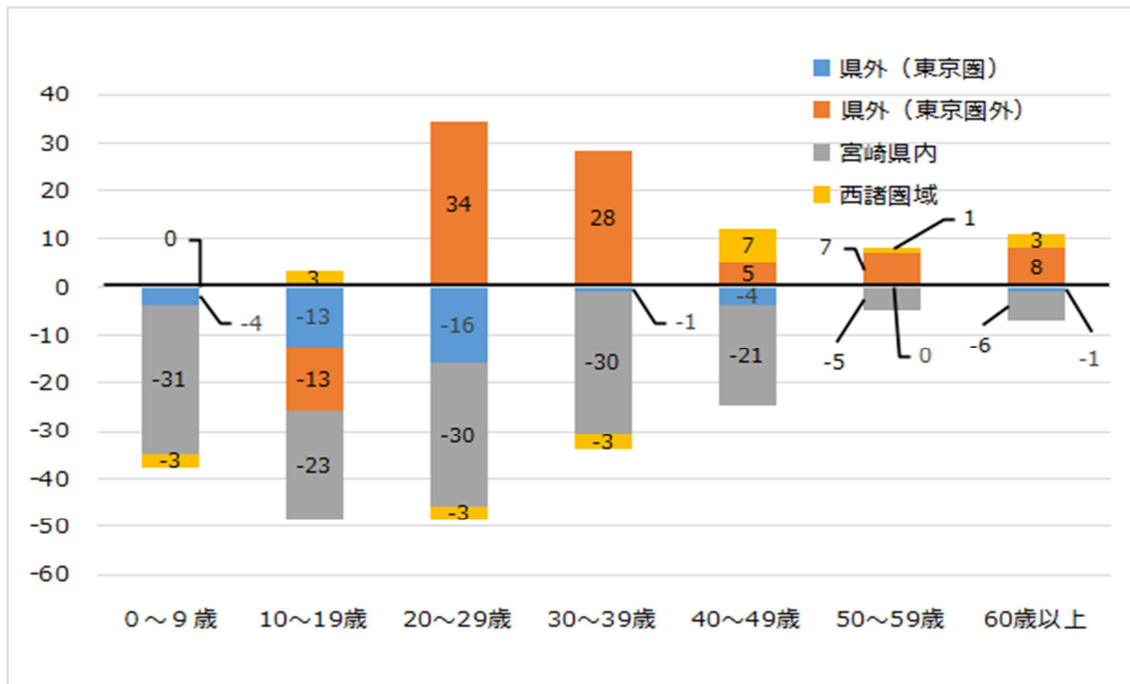
（単位：人）



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

(8) 10歳階級別の純移動数の状況（女性・2024年）

（単位：人）



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

2

第3次小林市総合計画策定に係る経過

日付	種類	内容
令和6年5月30日	小林市総合計画等審議会	【諮問】第3次小林市総合計画の策定 【諮問】第2期てなんど小林総合戦略の変更
令和6年8月6日	小林市総合計画等審議会	○第3次小林市総合計画の基本構想（方針） ○第2期てなんど小林総合戦略の変更
令和6年8月16日	小林市総合計画等審議会	【答申】第2期てなんど小林総合戦略の変更 （総合計画への一体化方針を含む。）
令和6年10月 ～令和7年1月	市民からの意見聴取	○グループインタビュー ○若者からの提言
令和7年2月5日	小林市総合計画等審議会	○市民からの意見聴取の状況報告 ○第3次小林市総合計画の骨子（案）、総合戦略の一体化
令和7年5月29日	小林市総合計画等審議会	第3次小林市総合計画の基本構想（素案）
令和7年8月1日 ～令和7年9月1日	パブリック・コメント 手続	第3次小林市総合計画の基本構想（素案）に係るもの
令和7年10月20日 令和7年10月23日	小林市総合計画等審議会	第3次小林市総合計画の総論（人口ビジョン） （素案）、基本計画（素案）
令和7年11月14日 ～令和7年12月15日	パブリック・コメント 手続	第3次小林市総合計画（素案）に係るもの
令和7年12月19日	小林市総合計画等審議会	第3次小林市総合計画（案）、答申内容協議
令和8年1月14日	小林市総合計画等審議会	第3次小林市総合計画について（答申）
令和8年2月12日	臨時会	第3次小林市総合計画の策定について

企 第 144 号
令和6年5月30日

小林市総合計画等審議会
会長 吉丸 政志 様

小林市長 宮原 義久

第3次小林市総合計画について（諮問）

小林市総合計画等審議会条例第2条の規定に基づき、第3次小林市総合計画について、貴審議会の意見を求めます。

令和8年1月14日

小林市長 宮原 義久 様

小林市総合計画等審議会
会長 倉田 富夫

第3次小林市総合計画について（答申）

令和6年5月30日付け企第144号で諮問のあった標記については、下記のとおり答申します。

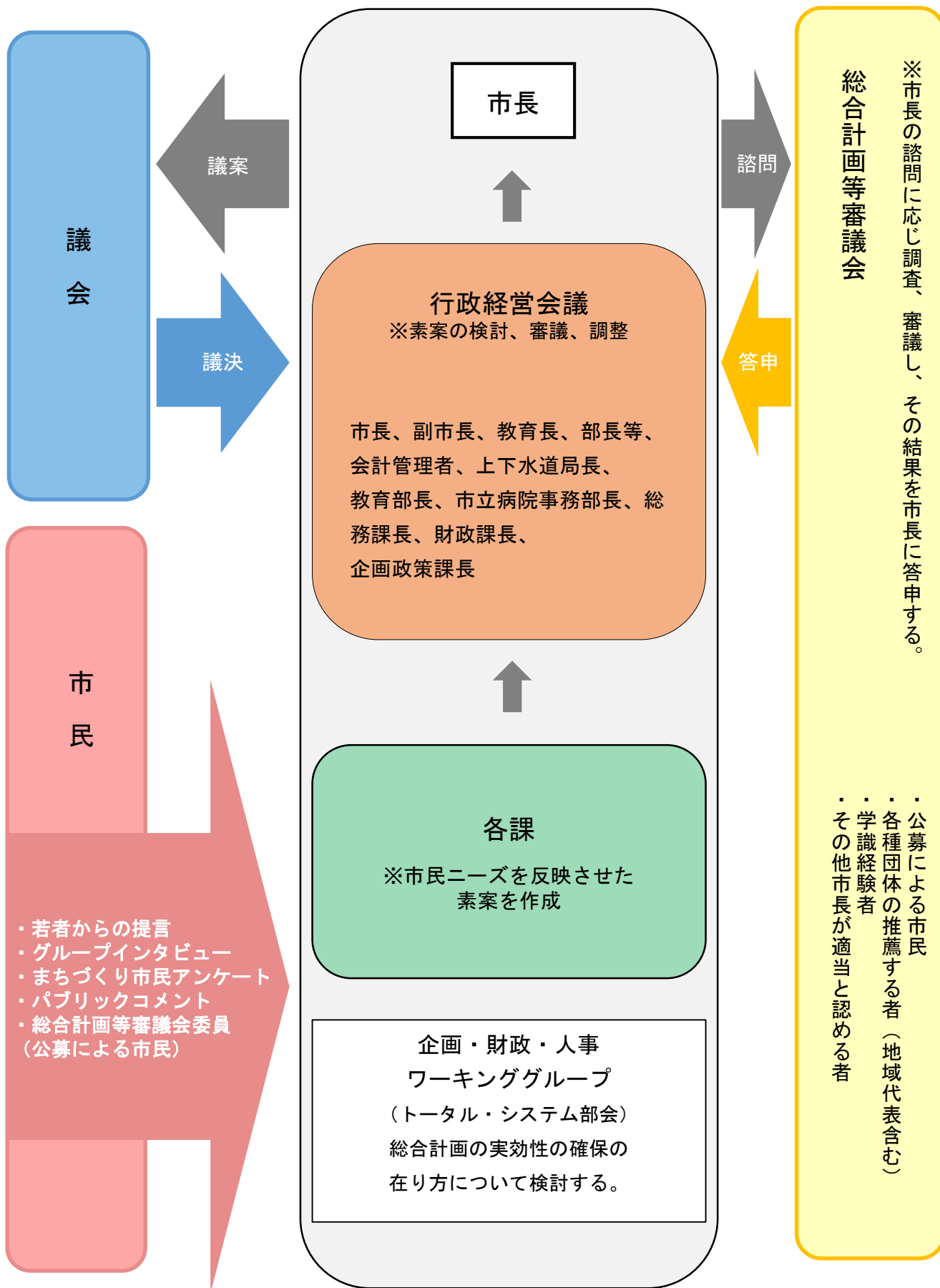
記

本市行政の今後8年間の展望した総合的かつ計画的に運営するための計画として、おおむね妥当であると認めます。

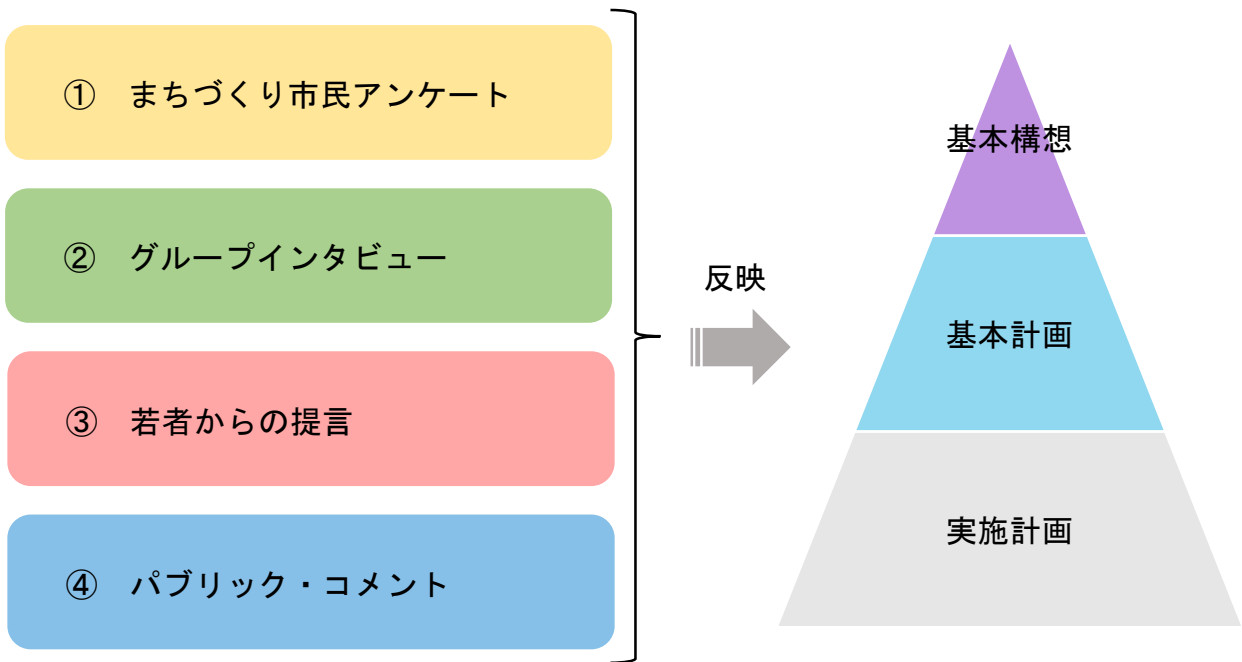
なお、今後の推進に当たっては、以下の内容に御留意ください。

- 1 今後更なる人口減少、少子高齢化の進行を踏まえ、地域も行政も持続可能となるように、総合計画を中心とした総合的かつ計画的な市政運営により、必要な施策を選択・実行し、持続可能なまちづくりの実現に努められたい。
- 2 本計画は、小林市まちづくり基本条例を根拠とした計画であり、同条例の内容を反映させ、具現化を図るものであることから、引き続き協働のまちづくりの推進に努められたい。
- 3 審議過程における各委員の意見や常日頃から伺う市民の意見を十分に参考にされたい。また、推進の段階においても、市政の情報発信を積極的に行い、幅広い年代や分野における市民、団体等の意見を聴き、かつ、当該市民、団体等が参画する機会を十分に創出されたい。
- 4 基本計画に基づく事業については、基本構想に掲げる将来都市像「みんなであなむ 笑顔あふれる じょじょんよかところ 小林市」の実現に向け、社会情勢、経済環境等の変化や多様化する市民ニーズを的確に捉え、評価と検証を行いながら着実に実施・推進するよう努められたい。

第3次小林市総合計画 策定体制



3 市民からの意見聴取



第3次小林市総合計画の策定に当たっては、市民から聴取した意見を包括的に反映しています。今回聴取した市民からの意見について主なものを紹介します。詳細な内容については、市ホームページを御覧ください。

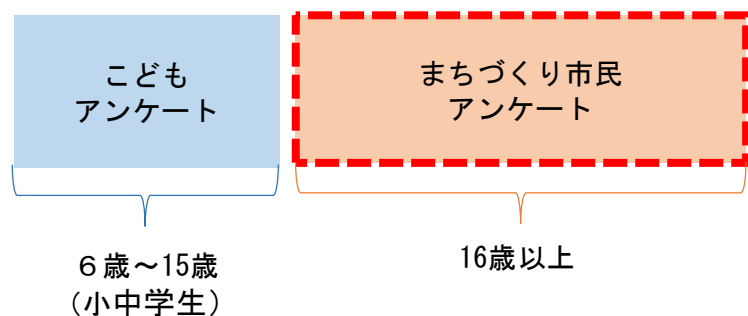
市ホームページ →



① まちづくり市民アンケート

- 【目的】まちづくりに対する市民の意向を把握し、計画の実現を目指す
- 【時期】令和7年1月
- 【対象】16歳以上の男女2,000人、無作為抽出
- 【方法】紙又はWEBによる回答
- 【活用】
 - ・全庁的に共有し、次年度以降の事業改善、施策展開に活用する
 - ・令和6年度の施策評価に活用する
 - ・第3次小林市総合計画の策定に活用する

<アンケートイメージ>



② グループインタビュー

- 【目的】 第3次総合計画の骨子や素案の作成に当たり、より正確な市民ニーズを把握する
 【時期】 令和6年11月～12月
 【方法】 関係課から推薦のあった団体等に対して、基本構想の分野ごとに基本構想の「目指すべき状態」の項目を中心に計21項目についてインタビューを実施
 【対象】 (実績) 48団体、延べ63人

分野	基本施策 (第2次総合計画)	関係団体等
1 にぎわい	農林水産業 畜産業 商工業 観光産業 プロモーション	西諸地区森林組合、 宮崎県農業協同組合こばやし地区本部、 小林市和牛部連絡協議会、 こばやし地区本部肥育牛部会、こばやし地区酪農部会、 小林市養豚部連絡協議会、小林市養鶏部連絡協議会、 小林商工会議所、すき商工会、野尻町商工会、 小林まちづくり株式会社、 北きりしま田舎物語推進協議会、 株式会社BRIDGE the gap、小林市地域おこし協力隊
2 いきいき	市民福祉 高齢者 健康づくり 子ども・子育て 地域医療	小林市民生委員・児童委員協議会、 小林市友愛クラブ連合会、宮崎県立小林秀峰高等学校、 小林市健康推進員、小林市食生活改善推進協議会、 小林市こころの健康サポーター、小林保育会、 小林市母子保健推進員、 子育て支援センター「おひさま」、 地域医療を考える会
3 まなび	学校教育 生涯学習 文化・芸術 スポーツ・体づくり	小林市立小林中学校生徒会役員、小林市文化連盟、 小林市小・中学校「読みきかせ」連絡協議会、 小林市ガイドボランティア協会、 小林市スポーツ推進委員協議会、小林市スポーツ協会、 小林市スポーツ少年団
4 暮らし	防災力・災害対応力 給水 住環境 生活基盤 自然環境・生活環境 地域生活交通 人権意識 国際化・多文化共生	小林市消防団、 小林市災害ボランティアコーディネーターセンター、 NPO法人宮崎県防災士ネットワーク西諸支部、 料金収納事務委託職員、 一般社団法人宮崎県建築士会小林支部、 小林地区建設業協会、小林地球温暖化防止活動会、 リサイクル品分別指導員、 吉都線に観光列車を呼ぼう！小林実行委員会、 都城人権擁護委員協議会小林・西諸支部会、 有限会社南海服装、 小林市国際化推進コーディネーター、 国際交流員、地域日本語教育コーディネーター、 地域日本語教育サポーター
5 計画の実 現に向けて	協働	南校区まちづくり協議会、 東方校区まちづくり協議会

【主な質問・主な意見】

今後も小林市に住み続けたいですか？住み続けるためにはどうしたらよいですか？

分野	関係団体等
1 にぎわい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報発信を市役所にもっとしてもらいたい ・ 宿泊施設や観光インフラをもっと充実させてほしい ・ まち全体（企業や行政）で、まちを元気にしていきたい ・ 公共交通機関で病院やスーパーに行けるようなコンパクトシティを目指したまちづくりをしてもらいたい
2 いきいき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療体制、教育、雇用の場をもっと充実させてほしい ・ 外から若者に来てもらうために、農業ができる場所など働く場所を整備してほしい ・ テレワークができる環境を整備するため、空き家の活用を進めてほしい ・ ゴミ出し方法が複雑で、新しく転入してくる人には難しい ・ リサイクルへの理解をもっと深めてもらうために、市には啓発活動に力を入れてほしい
3 まなび	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近所にスーパーができれば住み続けたい ・ 就職先の選択肢は多い方がよい ・ 将来の夢をかなえるために勉強できる高校や、その先に働ける場所がない ・ 市の成り立ちについてもっと知る機会があれば、もっと住み続けたい ・ 子どもたちがスポーツに取り組みやすくなるような環境を、親や行政で作っていかせたい
4 暮らし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若い人がとどまるように小林市のよさをSNSで発信することや就職先の充実、給料の水準を上げることが必要 ・ 自治会の加入率を上げて、定着率の上昇につなげる。区が音頭をとり、祭りを復活させてほしい ・ 高齢者を支えることにシフトしていて、若者が活躍できる場が少ない ・ 移住してきた人がなじむのはなかなか難しいと思う ・ コンパクトシティを目指すために、都市計画を見直すべき。中心市街地に人が集まってくるようなまちづくりをしてほしい ・ より魅力的な小林市するためには、観光地、宿泊できる場所、飲食店が必要である ・ 行政には災害時の対応をしっかりやってほしい。交通の便も悪く医療体制も不十分である。病院の増設に力を入れてほしい ・ 地域の日本語教室には若い外国人が多い。彼らは支援をもらう側だけでなく与える側として行事への参加や手伝いができる ・ 美しい自然をもっとPRできれば、移住者や観光客が増える。観光客にもっと来てもらうためには、バスなどの整備が必要
5 計画の実現に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期総合計画の策定に当たっては、幅広い世代にヒアリングをしてほしい。若い女性、子育て世代、働き世代の声を聴いてほしい

③ 若者からの提言

高校生

絆を結ぶ物語実行委員会

- 【時期】 令和6年11月30日
【対象】 高校生 18人
【方法】 ミニワークショップ
【主な意見】
(人の流れをつくる)
・ふるさと納税の返礼品のPR強化
・イベントを開催する
(魅力的な地域をつくる)
・映えスポットをつくる
・子育てしやすい環境づくり

ミラソウ(総合的な探究の時間)

- 【時期】 令和7年1月29日
【対象】 小林高校生 15人
【方法】 市長とのダイアログ
【主な意見】
・西諸の医療問題の解決
・吉都線の活性化
・空き家の活用
・郷土料理の衰退をとめる
・つながる防災(高校生と高齢者)

中学生

未来予想図(こすもす科)

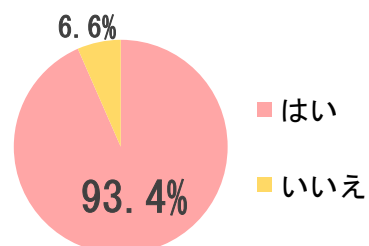
- 【時期】 令和6年10月～令和7年1月
【対象】 市内全ての中学校3年生
【方法】 ・こすもす科
・市長とのダイアログ 4校(細野中、西小林中、須木中、紙屋中)
【主な意見】
・KOBAFEST、こすもーの相方制作
・小林イメージソング(好っじゃが小林)
・SNSの活用、空き家の解体の推進
・総合公園にアトラクション(コバスケ)
・市PR、観光、経済の活性化
・永久津ドンと祭りへの参加
・産婦人科体制の向上、内科医師の確保
・須木魅力発信隊!MAJI須木が好き
・のじり湖祭り
・少子高齢化対策
・健幸のまちづくりの推進
・使用済みペンのリサイクル
・子育て支援、教育、福祉の推進
・農畜産業の活性化、後継者の育成
・西諸弁の絵本の作成
・防災力の向上
・ふるさと納税の寄付額の増加

小学生

こどもアンケート

- 【時期】 令和7年1月14日～1月31日
【対象】 市内全小中学生
アンケート配布数 3,202部
【方法】 まちづくり市民アンケートの
こども版として実施
回答人数 2,789人(87.1%)
(うち小学生 1,880人)
(うち中学生 909人)

- 【主な意見】
あなたは小林市が好きですか?
(小中学生)



④ パブリック・コメント

【内容】 第3次小林市総合計画（素案）

【募集期間】 令和7年11月14日～令和7年12月15日

【募集方法】 所定の意見等提出書に必要事項を記入の上、持参、郵便、FAX、電子メールによる応募

【周知方法】

- ①市ホームページ
- ②市広報紙（チラシ）
- ③市防災メール
- ④市公式LINE
- ⑤本庁、須木庁舎、野尻庁舎、西小林出張所、紙屋出張所
- ⑥市内高等学校 3校（小林高校、小林秀峰高校、小林西高校）
- ⑦市内中学校 9校（小林中、細野中、三松中、東方中、永久津中、西小林中、須木中、野尻中、紙屋中）

【結果】 意見提出人数 577人（一般 2人、高校生 168人、中学生 407人）
意見件数 929件（一般 5件、高校生 196件、中学生 728件）

【主な意見】

区分	主な意見
一般	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税を財源にして、市民参加の公園づくりをしてほしい ・市の現状を適切に把握して、施策を実施してほしい
高校生	<ul style="list-style-type: none"> ・活気があふれるまちにしてほしい ・小林市はいいまちだと思う ・地元で働ける仕事・企業を増やしてほしい ・小林駅を中心にしたまちづくりを行ってほしい ・若者が楽しめるイベントを開催してほしい ・子どもや若者が「戻ってきたい」と思えるまちになってほしい ・子育て支援を充実させてほしい ・食育にもっと力を入れてほしい ・子どもから大人まで安心して過ごせるまちにしてほしい ・交通が便利なまちにしてほしい
中学生	<ul style="list-style-type: none"> ・小林市の人口減少を防いでほしい ・子どもが遊べる場所がほしい ・祭りなどのイベントを増やしてほしい ・小林市のよいところをもっとPRしてほしい ・もっと子育てしやすいまちにしたらよいと思う ・図書館を広くしてほしい ・もっと公園を増やしてほしい ・ゴミのポイ捨てが多いので、小林市のきれいな環境を保ってほしい ・高齢者と若者のふれあいの場をつくる ・空き家や使われていない土地を再利用して、宿泊施設を整備してほしい ・防災訓練を各地域で行う ・デジタル技術を活用して、業務を効率化する



4

名簿

小林市総合計画等審議会委員名簿

任期①：令和5年7月27日～令和7年3月31日

任期②：令和7年5月29日～令和9年3月31日

No.	条例区分	所属団体等		委員名	任期	備考
		団体名	役職			
1	学識経験者	小林市金融団	会長	丸目 義裕	①	
			会長	藤野 和雄	②	
2	学識経験者	小林公共職業安定所	所長	岩下 利男	①・②	
3	学識経験者	宮崎日日新聞社 小林支局	支局長	成田 和実	①	
			支局長	山下 仁志	②	
4	各種団体推薦	宮崎県農業協同組合 こばやし地区本部	常務	瀬崎 博志	①・②	
5	各種団体推薦	小林商工会議所	課長	永山 理恵	①・②	
6	各種団体推薦	小林市観光推進協議会	事務局長	木村 洋文	①・②	
7	各種団体推薦	小林市社会福祉協議会	会長	吉丸 政志	①	会長
			会長	倉田 富夫	②	会長
8	各種団体推薦	西諸医師会	事務局長	遊木 和敏	①・②	
9	各種団体推薦	小林市PTA協議会	会長	吉藤 勇生	①	
			会長	大田 美華	②	
10	各種団体推薦	小林市スポーツ協会	事務局	志水 徳子	①・②	
11	各種団体推薦	小林市災害ボランティア コーディネーター	理事長	中島 信行	①	
			事務局	川野 隆志	②	
12	各種団体推薦	小林市環境審議会	会長	渡邊 俊輔	①・②	
13	各種団体推薦	小林市区長会	理事	中間 正路	①	副会長
			理事	伊藤 榮三郎	②	副会長
14	各種団体推薦	にっこばまちづくり協議会	会長	下別府 明	①	
		すきむらづくり協議会	会長	富永 圭一	②	
15	公募			橋満 里美	①	
				中村 公一	②	
16	公募			福永 友一	①	
				岩田 至弘	②	

行政経営会議構成員名簿

(令和8年3月現在)

No.	所属	氏名	No.	所属	氏名
1	市長	宮原 義久	9	須木庁舎須木総合支所長	鷗野 裕一
2	副市長	鶴水 義広	10	野尻庁舎野尻総合支所長	富満 聖子
3	教育長	大山 和彦	11	会計管理者	一色 俊一郎
4	総務部長	安楽 究	12	教育部長	松元 公孝
5	総合政策部長	牧田 純子	13	市立病院事務部長心得	貴嶋 誠樹
6	経済建設部長	高野 憲一	14	総務課長	里岡 小愛
7	市民生活部長 【併】上下水道局長	税所 将晃	15	財政課長	熊迫 貴映
8	健康福祉部長	松田 和弘	16	企画政策課長	辛島 潤也

主管課・関係課課長名簿

(令和8年3月現在)

No.	所属	氏名	No.	所属	氏名
1	総務課長	里岡 小愛	18	健康推進課長	深見 順一
2	財政課長	熊迫 貴映	19	こども課長	齋藤 康志
3	危機管理課長	緒方 宏則	20	地域医療対策監	小久保 智浩
4	管財課長	川野 知己	21	学校教育課長	今西 敦子
5	企画政策課長	辛島 潤也	22	教育指導監	江藤 英俊
6	地方創生課長	小久保 圭子	23	社会教育課長	野口 健史
7	農業振興課長	神之藺 勇次	24	スポーツ振興課長	山内 寿朗
8	畜産課長	神之藺 寿	25	国スポ・障スポ推進室長	古沢 博文
9	商工観光課長	南正覚 宏志	26	須木庁舎地域振興課長	境 浩一郎
10	建設課長	柿木 博敬	27	【兼】須木庁舎住民生活課長事務取扱	鷗野 裕一
11	市民課長 【併】選挙管理委員会事務局長	末元 利男	28	野尻庁舎地域振興課長	廣津 寛
12	生活環境課長	久保田 恭史	29	野尻庁舎住民生活課長	西園 孝信
13	税務課長	新田 浩四郎	30	上下水道課長	山口 巧
14	ほけん課長	岩下 経一郎	31	【兼】会計課長事務取扱	一色 俊一郎
15	人権同和对策監	真崎 勝男	32	農業委員会事務局長	村岡 浩二
16	福祉課長	森岡 康志	33	監査委員事務局長	園田 恵津子
17	長寿介護課長	高津佐 正吾			

事務局（総合政策部 企画政策課）

所属	氏名	所属	氏名
総合政策部長	牧田 純子	企画政策課主幹	今村 宏之
企画政策課長	辛島 潤也	企画政策課主任主事	堂原 雄平

5

小林市まちづくり基本条例

小林市まちづくり基本条例

平成25年3月29日
条例第2号

「まちづくりは誰のものわたしのもの、あなたのもの、みんなのもの」

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 まちづくりの基本理念（第4条）
- 第3章 市民の権利と責務（第5条・第6条）
- 第4章 市議会等の責務（第7条・第8条）
- 第5章 市長等の責務（第9条・第10条）
- 第6章 市政運営（第11条—第16条）
- 第7章 情報の共有（第17条）
- 第8章 参画と協働（第18条—第22条）
- 第9章 住民投票（第23条）
- 第10章 条例の改正（第24条）

附則

わたしたちの暮らす小林市は、南西部には霧島連山を、北部には九州山地を望み、山の恵みを湛えた湧水などに恵まれた自然環境、人情味あふれる人々、地域性に富んだ多様な文化に育まれた愛すべきまちです。

さらに、全国でも有数の和牛生産をはじめとした畜産業、メロン・ぶどう・栗・露地野菜などを生産する農業、豊富な森林資源を活用した林業、商工業との連携の中で発展してきました。

これからも自然や文化、産業の調和を図りながら、市民が力を合わせて「ふるさと小林市」を守り育てていかなければなりません。

また、社会環境の大きな変化や予測のできない自然災害の中でも、市民それぞれが自ら生き抜く意志を持ち、お互いの助け合い・支え合いの心を持って、絆を育んでいくことが必要です。

わたしたちは、子どもからお年寄りまでみんなが安心して健康で幸せに暮らしていただけるまちをめざして、ひとり一人がまちづくりの主体であることを自覚し、互いに尊重しながら、協働によるまちづくりを推進するために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、小林市（以下「市」という。）におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の執行機関の責務並びに市政運営の原則を定め、市民が主体のまちづくりを協働により推進することを目的とする。

（条例の位置付け）

第2条 市民、市議会及び市の執行機関は、まちづくりの推進に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならない。

2 市議会及び市の執行機関は、条例、規則等の制定又は改廃及び政策等の立案に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならない。

（用語の定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内で活動する事業者及び団体をいう。
- (2) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業管理者の権限を行う市長並びに地方公営企業管理者をいう。
- (3) 参画 市の政策等の企画・立案、実施及び評価の各段階に市民が主体的に参加して関わることをいう。
- (4) 協働 市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの果たす責任及び役割を自覚し、互いに尊重しながら協力して取り組むことをいう。
- (5) 地域コミュニティ ある一定の地域に属する人々が、自主性と自らの責任において、住み良い地域づくりを行う集まりをいう。

第2章 まちづくりの基本理念

第4条 まちづくりは、市民が主体であり、協働により行うものとする。

- 2 まちづくりは、「基本的人権の尊重」の下、全ての市民が互いに助け合いながら暮らせるまちをめざして行うものとする。
- 3 まちづくりは、豊かな自然、資源を守り育て、全ての市民が希望を持ち、安心して暮らせるまちをめざして行うものとする。

第3章 市民の権利と責務

(市民の権利)

第5条 市民は、次に掲げる権利を有するものとする。

- (1) 市政に関する情報を知る権利
- (2) まちづくりに参画する権利

(市民の責務)

第6条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いに尊重し、協力してまちづくりを推進するよう努めるものとする。

- 2 市民は、まちづくりに関する情報を積極的に得るよう努めるものとする。
- 3 市民は、まちづくりに参画するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。
- 4 市民は、地域コミュニティの果たす役割を認識し、その活動に参加又は協力するよう努めるものとする。

第4章 市議会等の責務

(市議会の責務)

第7条 市議会は、市民の意思を代弁し、市政に反映させる意思決定機関であり、市民の負託に応えるため、市政の監視及び是正の機能を果たさなければならない。

- 2 市議会は、市民に対して開かれた議会運営を行うよう努めるものとする。
- 3 市議会は、政策提言及び政策立案の活動強化を図るよう努めるものとする。

(市議会議員の責務)

第8条 市議会議員は、協働によるまちづくりを推進するという認識に立ち、市民生活の向上及び市政発展をめざし、市民の代表として議会活動に努めなければならない。

- 2 市議会議員は、自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、政策立案及び議会運営に反映させるよう努めなければならない。

第5章 市長等の責務

(市長の責務)

第9条 市長は市政の代表として、公正かつ誠実な市政運営を行うとともに、市民の意向を適切に把握し、総合的かつ効果的なまちづくりの推進に努めなければならない。

- 2 市長は、自らの考えを市民に明らかにするとともに、リーダーシップを最大限に発揮してまちづくりに取り組まなければならない。

3 市長は、市職員を適切に指揮監督し、人材を育成するとともに、効率的な組織の運営に努めなければならない。

(市職員の責務)

第10条 市職員は全体の奉仕者として、市民のためにこの条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市職員は、職務遂行に必要な能力の向上に努め、市民に質の高い行政サービスの提供を図り、市民の信頼を得るよう努めなければならない。

3 市職員は、市民であることを自覚し、まちづくりに自主的かつ積極的に参加しなければならない。

第6章 市政運営

(市政運営の原則)

第11条 市の執行機関は、公正で透明性の高い開かれた市政運営に努めるとともに、その過程において市民の参画を積極的に推進しなければならない。

(総合計画等の策定)

第12条 市の執行機関は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画（以下「総合計画」という。）を策定し、これを効率的かつ効果的に推進しなければならない。

2 市の執行機関は、各分野の計画を立案する場合は、総合計画に即して策定するものとする。

(行政評価)

第13条 市の執行機関は、効率的かつ効果的に市政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を市民に分かりやすく公表しなければならない。

2 市の執行機関は、第三者機関による行政評価を行い、評価の透明性・公正性を高めるよう努めなければならない。

3 市の執行機関は、行政評価の結果を活用し、事務事業を見直すとともに、これを予算の編成に反映しなければならない。

(財政運営)

第14条 市の執行機関は、総合計画及び行政評価の結果を踏まえ、予算編成及び執行に努めなければならない。

2 市の執行機関は、財源の確保及び財産の適正な管理に努め、その効率的かつ効果的な活用を図らなければならない。

3 市の執行機関は、財政運営の透明化を図るため、財政状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。

(説明責任)

第15条 市の執行機関は、まちづくりの基本となる施策の立案、決定及び評価に至る過程において、市民に分かりやすく説明しなければならない。

(意見、要望等への対応)

第16条 市の執行機関は、市政に関する意見、要望等については、迅速かつ公正に対応しなければならない。

2 市の執行機関は、市民からの意見、要望等に迅速に対応するため、その体制づくりに努めなければならない。

第7章 情報の共有

第17条 市民、市議会及び市の執行機関は、参画と協働によるまちづくりを推進するために必要な情報を共有するものとする。

2 市議会及び市の執行機関は、市民に対して市政に関する情報を迅速かつ適切に公開するとともに、積極的に提供しなければならない。

第8章 参画と協働

(参画及び協働の推進)

第18条 市の執行機関は、まちづくりの主体である市民の市政への参画の機会を積極的に創出するよう努めなければならない。

2 市民、市議会及び市の執行機関は、それぞれの責任や役割を理解し、協働によるまちづくりを進めなければならない。

(パブリック・コメント制度)

第19条 市の執行機関は、市の重要な政策等の立案に当たっては、その趣旨、内容その他必要な情報を公表し、市民に意見を求めなければならない。

2 市の執行機関は、市民に意見を求めた場合、提出された意見を考慮し、政策等の意思決定を行うものとする。

(政策提案制度)

第20条 市の執行機関は、市民のまちづくりに関する提案を受け、政策等に反映させる制度を整備し、その充実に努めなければならない。

(市民活動の促進)

第21条 市民は、協働によるまちづくりを推進するため、市民活動に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 市議会及び市の執行機関は、市民活動の自主性及び自立性を尊重し、市民活動が促進されるよう必要に応じ支援するものとする。

(地域コミュニティ活動の推進)

第22条 市民は、まちづくりにおいて地域コミュニティの果たす役割を認識し、地域コミュニティ活動を推進するよう努めるものとする。

2 市議会及び市の執行機関は、協働によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティ活動が促進されるよう必要に応じ支援するものとする。

第9章 住民投票

第23条 市長は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。

2 前項の規定により住民投票を実施する場合、その実施に関し必要となる事項は、その都度条例で定める。

3 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

第10章 条例の改正

第24条 市長は、社会情勢等の変化により、この条例を改正するときは、市民の意見を適切に反映しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に議会の議決を経て策定し、推進している総合計画は、この条例による第12条第1項の規定による総合計画とみなす。現にある各分野の計画にあっても、この条例による第12条第2項の規定により策定されたものとみなす。

3 この条例の施行の際現にある条例、規則等の市例規（以下「条例等」という。）は、この条例の基本理念に基づき制定されたものとみなす。

4 第2項後段及び前項の規定にかかわらず、この条例の施行に伴い整備が必要な各分野の計画、条例等は、この条例の施行の日から6月を超えない範囲で変更又は制定し、施行するものとする。

「人権擁護都市」宣言

平成 18 年 12 月 22 日制定

すべての人間は、生まれながらにして尊ばれ、人間らしく生き、しあわせになる権利を有している。

しかし、残念ながら今日の社会においても同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者等に対するさまざまな人権侵害が後を絶たない。われわれは、常に市民一人ひとりの人権が守られ、差別のない明るく住みよい小林市が築かれることを願い、今後もあらゆる人権問題解決に関する教育・啓発活動をより積極的に取り組む必要があると認識し、すべての小林市民が、差別のない平和で明るい生活を保障されるように、「部落差別をはじめ一切の差別を許さない」ことを表明する。

ここに、小林市は人権が守られ豊かで住みよい都市をめざし、歴史と自然に恵まれた「人権擁護都市」とすることを宣言するものである。

「核兵器廃絶・平和都市」宣言

平成 18 年 12 月 22 日制定

世界の恒久平和は、人類共通の願望である。

わが国は、世界唯一の核被爆国であり、核被爆国民として、広島・長崎のあの惨禍を地球上に再び繰り返かえされることのないよう、核兵器の廃絶とその恐ろしさを全世界の人びとに訴え続けていかなければならない。

小林市民は、日本国憲法の本質にのっとり、「非核三原則」を厳守し、あらゆる核兵器の廃絶を推進し、もって世界の恒久平和達成をめざすものである。

ここに、小林市は「核兵器の廃絶と恒久平和を願う平和都市」とすることを宣言するものである。

「地域医療・健康都市」宣言

平成 26 年 3 月 1 日制定

住み慣れた地域で安心して暮らし、健康で豊かな生活を送ることは、すべての市民の願いです。

また、限りある医療を大切に想い、地域医療を守り育てることは、地域にとって大変重要です。

ここに、私たち小林市民は、地域一体となった協働によって、地域医療を守り育て、健康長寿をめざす「地域医療・健康都市 小林市」を宣言します。

- 一 かかりつけ医を持ち、健(検)診を受け、疾病の予防に努めます。
- 一 時間内の受診を心がけるなど、限りある医療を大切にします。
- 一 健康意識を高め、運動を始めとする生活習慣の向上を図るなど、できることから健康づくりに努めます。
- 一 上手に休養をとり、人とのつながりを大切に、いきいきと生活します。
- 一 食に感謝し、バランスの良い食生活を心がけます。

「ゼロカーボンシティ」宣言

令和 4 年 6 月 10 日制定

近年、地球温暖化の進行が原因と考えられる気候変動や深刻な自然災害など、予測不能な問題が頻発しています。この気候変動問題は、世界的な対応が求められ、小林市においても行政・市民・事業者が適切に役割を分担し、地域の視点から地球温暖化防止対策に積極的に取り組む必要があります。

その地球温暖化の防止対策として、2015年に合意されたパリ協定では、「世界的な平均気温上昇幅を産業革命以前に比べて2℃未満とし、1.5℃に抑える努力を迫及する」という目標が掲げられました。これを達成するためには、2018年に公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書において、「2050年までに世界全体の二酸化炭素の実質排出量をほぼゼロにする必要がある」とされています。

このことから、小林市では、地球温暖化の要因とされる二酸化炭素の排出を段階的に抑え、気候変動の軽減となる循環型社会の推進や地球環境の保全の施策を進めます。また、将来を担う次の世代へ「豊かな自然と共に安心してくらせるまち」を残すため、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティこばやし」を目指すことを宣言します。